

官報

號外

昭和十六年二月十一日

○第七十六回貴族院議事速記録第十一號

昭和十六年二月十日(月曜日)午前十時七分開議

議事日程 第十一號

昭和十六年二月十日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第三 軍機保護法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 地方分與稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 刑法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 船舶保護法案(政府提出) 第一讀會

第七 郵便貯金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第八 官立船舶無線電信學校設立ニ關スル請願 會

第九 大型船舶ノ同一船名ニ關スル請願 會

第十 國際信號ニ關スル請願 會

第十一 浮標岸壁鋪地信號等ノ統一ニ關スル請願 會

第十二 秋田縣仙北郡神宮寺町ニ登記所設置ノ請願 會

第十三 青森縣南津輕郡石川町ニ登記所設置ノ請願 會

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 報告ヲ致サセマス

○白木書記官朗讀

去ル七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提案

官報號外 昭和十六年二月十一日 貴族院議事速記録第十一號

出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和十二年法律第八十四號中改正法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

郵便貯金法中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第一號

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

船舶保護法案

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十六回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

厚生省所管事務政府委員

厚生書記官

同 中島 賢藏君

同 吉武 惠市君

一昨八日留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 子爵秋田 重季君

副委員長 男爵久保田敬一君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

無盡業法中改正法律案

國家總動員法中改正法律案

衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案

府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案

國防保安法案

帝都高速度交通營團法案

日本發送電株式會社法中改正法律案

關稅定率法中改正法律案

昭和十二年法律第五十七號改正法律案

相續稅法中改正法律案
臨時利得稅法中改正法律案
樺太開發株式會社法案

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ヨリ本日

會議ヲ開キマス、日程ニ入ルニ先ダチ、御諮ヲ致スコトガゴザイマス、松平議長ハ目下病氣引籠リ中デゴザイマシテ、本員モ亦風邪氣味デアリマス、何時議長ノ職務ヲ行フコトガ出來ヌヤウニ相成リマス

ヤモ測ラレマセヌノデ、此ノ際直チニ議院法第十四條ニ依リマシテ、假議長ノ選舉ヲ行ツテ置クガ方便宜カト存ジマス、以上ノ議長發議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシト認メマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシテ假議長ノ選舉ニ付テハ、先例モアルコトデゴザイマス、ガ故ニ、本院規則第十四條第二項ニ依リマシテ、本會期ヲ通ジ、議長ニ於テ御指名アラムコトヲ望ミマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戶澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御諮ヲ致シマス、自今、議案配付後、及各讀會間ニ於ケル定規ノ日數ヲ經ズシテ議事ヲ開クコトニ致シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第一、請願委員長報告、委員長堀田伯爵

(伯爵堀田正恒君演壇ニ登ル)

○伯爵堀田正恒君 請願委員會第一回報告ヲ申上ゲマス、正副委員長ノ互選ハ一月二

十一日之ヲ行ヒマシタ、請願委員會ハ二回開會致シマシテ、第一回委員會ハ、一月二十一日、正副委員長互選後、引續キ開會ヲ致シマシタ、而シテ第一回委員會ニ於キマシテハ、分科ノ決定並ニ擔當委員ノ選定、審査方針、委員會及分科會ノ開會日時等ノ決定ヲ致シマシタガ詳細ハ速記録ニ依ッテ御承知ヲ願ヒマス、分科會ニ付キマシテハ、正副主査ノ互選ハ各分科共一月二十二日之ヲ行ヒマシタ、次ニ分科會ノ開會數ハ二回デゴザイマシテ、第二分科會ハ二月四日、第三分科會ハ二月三日、尙第一分科會、第四分科會ハ開會致シマセヌデシタ、請願文書表報告ハ三回致シマシテ、第一回報告ハ一月二十三日、第二回報告ハ一月二十九日、第三回報告ハ二月五日デゴザイマス、請願委員會特別報告ハ一回デ、其ノ第一號ヲ二月七日ニ提出致シマシタ、請願書受理件數ハ五十九件、右請願連署ノ人數七千九百四十五名デアリマス、右ノ請願五十九件中、請願文書表ニ掲載セルモノガ三十件、未掲載ノモノガ二十九件デアリマス、審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシト決定致シマシタモノガ六件デアリマス、以上ハ昭和十六年二月八日迄ノ御報告デゴザイマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第二、大正二年法律第九號中改正法律案、政府提出、第一讀會、柳川司法大臣

(左ノ案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ)

大正二年法律第九號中改正法律案
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和十六年二月五日
內閣總理大臣 公爵近衛 文麿、
司法大臣 柳川 平助

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

七八

川越					
入間郡ノ内	芳野村 鶴瀬村 所澤町 宮寺村 堀兼村 山田村 川角村 高萩村 水富村 南高麗村 比企郡ノ内 龜井村 八ッ保村	古谷村 南畑村 山口村 金子村 福原村 三芳野村 毛呂山町 高麗川村 元加治村 名栗村 今宿村 小見野村	南古谷村 三芳村 吾妻村 東金子村 奥富村 勝呂村 越生町 高麗村 加治村 吾野村 中山村 伊草村	高階村 柳瀬村 小手指村 豐岡町 入間川町 坂戸町 梅園村 東吾野村 精明村 飯能町 三保谷村 出丸村	福岡村 松井村 三ヶ島村 藤澤村 日東村 入西村 名細村 霞ヶ關村 柏原村 大井村 富岡村 元狹山村 入間村 大田村 大家村 鶴ヶ島村 原市場村
熊谷					
埼玉縣ノ内	熊谷市 比企郡ノ内 松山町 七郷村 明覺村 西吉見村 秩父郡ノ内 大櫛村 北埼玉郡ノ内 忍町 太井村 埼玉村 井泉村	大里郡 兒玉郡 大岡村 八和田村 玉川村 北吉見村 槻川村 羽生町 下忍村 屈巢村 中島村 大河原村	福田村 小川町 高坂村 宮前村 竹澤村 野本村 唐子村 大河村 東吉見村 菅谷村 平村 南吉見村	荒木村 須加村 須影村 共和村 北河原村 新郷村 岩瀬村 三田ヶ谷村 手子林村 中條村 荒木村 廣田村 手子林村	南河原村 須加村 須影村 共和村 北河原村 新郷村 岩瀬村 三田ヶ谷村 星宮村 太田村 川俣村 村君村
千葉					
千葉縣ノ内	千葉市 山武郡ノ内 大和村 八幡町 市原郡ノ内 菊間村 戸田村 平三村	千葉郡 土氣町 五井町 瑞穂村 千種村 市東村 内田村	大網町 山邊村 増穂村 姉崎町 市原村 鶴舞町 東海村 市西村 高瀧村 海上村 養老村 富山村	千葉縣ノ内	同表中八日市場區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム
同表中八日市場區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム					
千葉縣ノ内					
銚子市 山武郡ノ内	銚子市 山武郡ノ内	海上郡	海上郡	海上郡	海上郡

川島	德島縣ノ内 阿波郡 麻植郡ノ内 牛島村一 東山村	森山村 山瀬町	西尾村 川田町	鴨島町 三山村	川島町 中枝村	學島村
----	--------------------------------------	------------	------------	------------	------------	-----

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐阜	岐阜縣ノ内 岐阜市 加茂郡ノ内 田原村 益田郡ノ内 下原村	稻葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡
----	--	---------------------------------

同表中高山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高山	岐阜縣ノ内 高山市 益田郡ノ内 萩原町 川西村	大野郡 吉城郡 小坂町 下呂町 朝日村 竹原村 高根村 上原村 中原村
----	-------------------------------------	---

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内 福井市 丹生郡ノ内 越廬村 三方村	足羽郡 吉田郡 坂井郡 國見村 殿下村 志津村 西安居村
----	-------------------------------------	--

同表中武生區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

武生	福井縣ノ内 南條郡 丹生郡ノ内 朝日村 宮崎村 常磐村	今立郡 立待村 白山村 城崎村 四箇浦村 吉野村 織田村 大虫村 萩野村
----	--	--

同表中高岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高岡	富山縣ノ内 高岡市 射水郡 西礪波郡ノ内 國吉村	氷見郡 小勢村 石堤村 福岡町 赤丸村 立野村 五位山村 東五位村 福田村
----	--------------------------------------	---

同表中中出町區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

出町	富山縣ノ内 東礪波郡 石動町 荒川村 廣瀬村 東石黒村 水島村	南谷村 子孫村 廣瀬館村 津澤町 鷹瀬村 殖生村 富島村 福光町 太美山村 東太美村 北鑿谷村 高波村
----	---	--

同表中山口區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

山口	山口縣ノ内 山口市 阿武郡ノ内 篠生村	防府市 佐波郡 吉敷郡 美禰郡 生雲村 地福村 徳佐村
----	------------------------------	---

同表中萩區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

萩	山口縣ノ内 萩市 阿武郡ノ内 三見村 吉部村 福賀村 見島町	大津郡 明木村 福川村 須佐町 佐々並村 紫福村 彌富村 小川村 川上村 大井村 嘉年村 奈古村 高俣村 宇田郷村 六島村
---	--	---

同表中玉島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

玉島	岡山縣ノ内 倉敷市 淺口郡ノ内 玉島町 金光町 都窪郡ノ内 帶江村 三須村 吉備郡ノ内 岡田村 南村	連島町 鴨方町 西阿知町 里庄村 船穂町 寄島町 長尾町 六條院町 富田村 黑崎村 山手村 中洲町 清音村 常盤村 二方村 穗井田村 久代村 吳妹村 秦村 篠田村 神在村
----	--	---

同表中笠岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

笠岡	岡山縣ノ内 小田郡 淺口郡ノ内 大島村	後月郡
----	------------------------------	-----

同表中長崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長崎	長崎縣ノ内 長崎市 西彼杵郡ノ内 茂木町 高濱村 日見村 時津村 江島村 雲浦村 北高來郡ノ内 江ノ浦村	深堀村 野母村 矢上村 村松村 平島村 神浦村 田結村 香崎村 脇崎村 蚊燒村 伊王島村 高島村 爲石村 長興村 崎戸町 松島村 福田村 伊木力村 大串村 瀬戸町 式見村 古賀村
----	--	--

同表中大村區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大村	長崎縣ノ内 諫早市 東彼杵郡ノ内 大村町 千綿村 北高來郡ノ内 森山村	三浦村 彼杵町 小江村 湯江町 小長井村	鈴田村 川棚町 下波佐見村 上波佐見町 松原村
----	---	----------------------------------	-------------------------------------

同表中杵築區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

杵築	大分縣ノ内 速見郡ノ内 杵築町 八坂村 南端村 東國東郡ノ内 富來町 中武藏村 奈勢江村 西國東郡ノ内 朝田村	豐岡町 北杵築村 日出町 東山香村 藤原村 中山香町 川崎村 大山村 上村 國東町 旭日村 武藏町 南安岐村 西武藏村 朝來村 西安岐町 安岐町
----	---	--

同表中中津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

中津	大分縣ノ内 中津市 宇佐郡ノ内 天津村 八幡村 四日市町 南院內村	下毛郡 長峯村 柳ヶ浦町 豐川村 明治村 橫山村 長洲町 宇佐町 高並村 安心院町 津房村 佐田村 麻生村 宇佐町 西馬城村 院內村 高家村 驛館村 院內村
----	---	--

同表中玉津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

玉津	大分縣ノ内 西國東郡ノ内 高田町 草地村 三浦村 東國東郡ノ内 竹田津町 速見郡ノ内 立石町 宇佐郡ノ内 封戸村	河內村 吳崎村 香々地町 伊美村 姬島村 熊毛村 來浦町 田原村 中眞玉村 上眞玉村 白野村 東都甲村 西都甲村 和間村 北馬城村
----	--	---

同表中延岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

延岡	宮崎縣ノ内 延岡市 西臼杵郡ノ内 諸塚村	東臼杵郡 椎葉村
高千穂	宮崎縣ノ内 西臼杵郡ノ内 高千穂町 三ヶ所村	上野村 田原村 岩月村 七折村 岩井川村 鞍岡村
仙臺	宮城縣ノ内 仙臺市 刈田郡 伊具郡	互理郡 名取郡 宮城郡 黒川郡
大河原	宮城縣ノ内 柴田郡	刈田郡 伊具郡

同表中大高千穂區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表中仙臺區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

參照

大正二年法律第九號ハ裁判所管轄區域ニ關スル法律ナリ

(國務大臣柳川平助君演壇ニ登ル)

○國務大臣(柳川平助君) 只今議題トナリ

マシタ大正二年法律第九號中改正法律案ニ付キマシテ、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、大正二年法律第九號、即チ裁判所管轄區域ニ關スル法律ノ施行以來、交通機關ノ變遷ノ著シキモノガゴザイマシテ、之ニ伴ヒ各地町村ノ中ニハ、其ノ所轄區域裁判所ノ管轄ヲ變更スルコトヲ、是非共必要トスルモノガ生ジタノデゴザイマス、加之、市制若シハ町制ノ施行、市町村ノ廢合等

ガ行ハレ、又ハ其ノ名稱ノ變更セラレタルモノモ少クナイノデアリマス、仍テ右法律ノ別表デアリマスル區裁判所管轄區域表中改正ヲ爲ス必要ガゴザイマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御願ヒ申上ゲマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ

大正二年法律第九號中改正法律案ハ、借地法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ、併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第三、
軍機保護法中改正法律案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會、及川海軍大臣

軍機保護法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十六年二月六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

軍機保護法中改正法律案

軍機保護法中左ノ通改正ス

第七條中「千圓以下ノ罰金」ヲ「三年以下
ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金」ニ改ム
第十二條第一項第二號中「撮影」ヲ「撮影
若ハ模寫」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣及川古志郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(及川古志郎君) 今回提出致シ
マシタル軍機保護法中改正法律案ハ、時局
ニ鑑ミマシテ、同法第七條ノ秘密保護ニ關
シ、過失ニ因ル罪ノ罰則ノ強化ト、同法第
十二條ノ寫眞撮影ノ禁止制限ニ關シマシ
テ、更ニ模寫ノ禁止制限ノ規定ヲ補足スル
ノ必要ヲ認メ提案シタ次第デゴイマス、
何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御
願ヒ致シマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ
軍機保護法中改正法律案ハ、陸軍軍法會議
法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ、併託

セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第四、

地方分與稅法中改正法律案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會、萱場内務次官

地方分與稅法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十六年二月六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

地方分與稅法中改正法律案

地方分與稅法中左ノ通改正ス

第四十九條第一項中「昭和十六年度分ニ
付テハ百分ノ六十五」及同條第二項中
「昭和十六年度分ニ付テハ百分ノ三十五」
ヲ削ル

附則

本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

(政府委員萱場軍藏君演壇ニ登ル)

○政府委員(萱場軍藏君) 只今議題ト相成
リマシタ地方分與稅法中改正法律案ニ付キ
マシテ、提出ノ理由ヲ申上ゲタイト存ジマ

ス、改正致シマス事項ハ、昭和十六年度ニ
於テ分與シマス道府縣配付稅及ビ市町村配
付稅ノ配付總額ニ對スル割合デアリマス、
地方分與稅法第十條ノ規定ニ依リマスレバ、
配付稅ハ、其ノ總額ノ百分ノ六十二道府
縣配付稅トシ、其ノ總額ノ百分ノ三十八ヲ
市町村配付稅トスルコトニ相成ッテ居ルノ
デアリマシテ、是ガ所謂平年度ニ於ケル配
付稅分與ノ割合デアアルデアリマスガ、昭
和十六年度分ノ配付稅ニ付キマシテハ、法
第四十九條ノ規定ニ依リマシテ、特ニ其ノ
總額ノ百分ノ六十五ヲ道府縣配付稅トシ、
其ノ總額ノ百分ノ三十五ヲ市町村配付稅ト
シテ、分與スルコトニナッテ居ルデアリマ
ス、是ハ昭和十六年度ニ於ケルマシテハ、尙
舊法ニ依ル所得稅附加稅、營業收益稅附加
稅等ノ收入ガアッテ、其ノ收入額ノ割合ガ、
道府縣ト市町村トニ差ガアリマス爲ニ、斯
様ナコトニ相成ッテ居ルデアリマス、デア
リマスガ、昭和十六年度ニ於ケル地方稅收
入ノ見透シ、竝ニ昭和十五年度ニ於ケル配
付稅分與ノ實績等ヨリ考ヘマストキハ、
配付稅ノ總額ヲ前ニ述ベマシタヤウナ割合
ニ依ッテ分與スルコトニ致シマス、市町村
ノ分ニ於キマシテ、其ノ財源ガ多少窮屈ニ
ナッテ來ルヤウニ感ゼラレマスルノデ、是等
ノ事情ヲ達觀致シマシテ、道府縣分ヨリ約一
千萬圓程度ヲ市町村分ニ移讓スルノヲ適當
ト存ズル次第デアリマス、サウスルコトニ
致シマスニハ、配付稅總額ニ對スル割合ヲ、
道府縣ニアリマシテハ百分ノ六十二、市町

村分ニアリマシテハ百分ノ三十八ニ改メル
コトガ必要ナノデアリマスガ、是ハ結局ニ
於キマシテ前ニ申述ベマシタ所謂平年度ニ
於ケル割合ニ依レバ宜シイト云フコトニ相
成ルデアリマス、昭和十六年度分ニ付テ
規定シテ居リマス分與ノ割合ニ關スル特例
ハ、其ノ必要ガナイコトト相成ルデアリ
マス、就キマシテ右特例ニ關スル規定ヲ削
除シヨウトスルデアリマス、今回法律案
ヲ提出スルニ至リマシタ理由ハ以上ノ通り
デゴイマス、何卒慎重御審議ノ上速カニ
御協賛アラムコトヲ切望致シマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御質疑ガナ
ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ
セマス

(佐藤書記官朗讀)

地方分與稅法中改正法律案特別委員

侯爵徳川 頼貞君 子爵三島 通陽君
川村 竹治君 永田秀次郎君
横山 助成君 男爵伊江 朝助君
男爵加藤 成之君 磯具 浩君
米原 章三君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第五、
刑法中改正法律案、政府提出、第一讀會、
柳川司法大臣

刑法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和十六年二月六日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
内務大臣 男爵平沼騏一郎

厚生大臣 金光 庸夫
拓務大臣 秋田 清
陸軍大臣 東條 英機
外務大臣 松岡 洋右
文部大臣 橋田 邦彦
商工大臣 小林 一三
大藏大臣 河田 烈
逓信大臣 村田 省藏
農林大臣 石黒 忠篤
海軍大臣 及川古志郎
鐵道大臣 小川郷太郎
司法大臣 柳川 平助

刑法中改正法律案

刑法中左ノ通改正ス

目次中「第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪」次ニ「第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」ヲ加フ

第四條第三號中「第百九十七條ノ罪」ヲ「第百九十七條乃至第百九十七條ノ四ノ罪」ニ改ム

第十八條第一項中「一年以上一年以下」ヲ「二日以上二年以下」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

罰金ヲ併科シタル場合又ハ罰金ト科料トヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス
シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條第一項第三號中「又ハ之ニ因リ得タル物」ヲ「若クハ之ニ因リ得タル物又

ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物」ニ改メ同項ニ左ノ一號ヲ加フ
四 前號ニ記載シタル物ノ對價トシテ得タル物
同條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知リテ其物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ屬スル場合ト雖モ之ヲ沒收スルコトヲ得

第十九條ノ二 前條第一項第三號及ヒ第四號ニ記載シタル物ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二編第五章中第九十六條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ
第九十六條ノ二 強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隱匿、損壞若クハ假裝讓渡シ又ハ假裝ノ債務ヲ負擔シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條ノ三 偽計若クハ威力ヲ用ヒ又ハ談合ニ依リ公ノ競賣又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條ノ三 偽計若クハ威力ヲ用ヒ又ハ談合ニ依リ公ノ競賣又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條ノ二 安寧秩序ニ對スル罪
第百五條ノ二 人心ヲ惑亂スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

銀行預金ノ取付其他經濟上ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五條ノ三 戰時、天災其他ノ事變ニ際シ人心ノ惑亂又ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スヘキ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五條ノ四 戰時、天災其他ノ事變ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第百十六條第一項中「三百圓以下ノ罰金」ヲ「千圓以下ノ罰金」ニ改ム

第百十七條ノ二 第百十六條又ハ前條第一項ノ行為ヲ業務上必要ナル注意ヲ怠リタルニ因ルトキ又ハ重大ナル過失ニ出テタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五十七條第一項中「二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金」ヲ「五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金」ニ、同條第二項中「六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金」ヲ「一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ改ム

ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス
請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ處ス
公務員又ハ仲裁人タラントスル者其擔當スヘキ職務ニ關シ請託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ公務員又ハ仲裁人ト爲リタル場合ニ於テ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ二 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ請託ヲ受ケテ第三者ニ賄賂ヲ供與セシメ又ハ其供與ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ三 公務員又ハ仲裁人前二條ノ罪ヲ犯シ因テ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲ササルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

公務員又ハ仲裁人其職務上不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス
ニ關シ賄賂ヲ收受、要求若クハ約束シ又ハ第三者ニ之ヲ供與セシメ其供與ヲ要求若クハ約束シタルトキ亦同シ

公務員又ハ仲裁人タリシ者其在職中請託ヲ受ケテ職務上不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲ササルコトニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十七條ノ四 公務員其地位ヲ利用シ他ノ公務員ノ職務ニ屬スル事項ニ付幹旋ヲ爲シ又ハ爲シタルコトニ關シ

賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第三百九十七條ノ五 犯人又ハ情ヲ知リタル第三者ノ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徵ス

第三百九十八條 第三百九十七條乃至第三百九十七條ノ四ニ規定スル賄賂ヲ供與シ又ハ其申込若クハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣柳川平助君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(柳川平助君) 只今議題トナリマシタ刑法中改正法律案ノ提案理由ヲ申述バマス、現行刑法ハ、施行後相當長年月ヲ經過致シマシテ、其ノ後ノ人心ノ趨向、犯罪ノ情勢、其ノ他社會ノ實情ニ鑑ミマシテ、急速ニ改正ヲ要スル部分ガアルノデアリマス、即チ益、官紀ノ肅正及公務ノ執行ノ適正ヲ期シ、又人心ノ惑亂、經濟上ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ防止シ、以テ治安ノ確保ヲ圖ル等ノ爲ニ、規定ヲ改正又ハ新設スル必要ガアリマスノデ、本案ヲ提出シタノデゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ切望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ刑法中改正法律案ノ特別委員ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ

提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戶澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔高山書記官朗讀〕

刑法中改正法律案特別委員

公爵鷹司 信輔君 侯爵大炊御門經輝君

伯爵二荒 芳徳君 子爵野村 益三君

子爵高木 正得君 木場 貞長君

織田 萬君 小山 松吉君

中川 健藏君 河原田稼吉君

男爵松平外典磨君 男爵渡邊 修二君

男爵村田 保定君 竹下 豐次君

山隈 康君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第六、船舶保護法案、政府提出、第一讀會、及川海軍大臣

船舶保護法案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十六年二月七日

內閣總理大臣 公爵近衛 文麿

拓務大臣 秋田 清

逓信大臣 村田 省藏

農林大臣 石黑 忠篤

海軍大臣 及川古志郎

船舶保護法案

船舶保護法

第一條 本法ハ戰時事變其ノ他ノ場合ニ於テ帝國ノ通商航海ニ脅威ヲ受ケ又ハ受クルノ虞アルトキ敵襲其ノ他ノ軍事ノ危害ニ對シ船舶ヲ保護スルヲ以テ目的トス

第二條 海軍官憲ハ戰時事變其ノ他ノ場合ニ於テ船舶保護上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ運航業者、船舶所有者又ハ船長(船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ對シ船舶ノ航海、碇泊、通信、裝備、乗組員、乘客、積荷其ノ他ニ關シ臨機必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三條 海軍大臣ハ戰時事變其ノ他ノ場合ニ於ケル船舶保護ノ爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ運航業者又ハ船舶所有者(船舶製造ノ注文者ヲ含ム以下第四條第一項ヲ除クノ外之ニ同ジ)ニ對シ船舶ノ設備又ハ乗組員ノ整備ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

海軍大臣前項ノ命令ヲ發シ又ハ同項ノ指示ヲ爲サントスルトキハ關係各大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム)ニ協議スベシ

第四條 海軍官憲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ指示ニ係ル事項ニ關シ必要アルトキハ運航業者、船舶所有者若ハ船長ニ對シ報告ヲ爲サシメ又ハ船舶其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ檢査ヲ爲ス

コトヲ得

海軍大臣ハ前條第一項ノ指示ニ係ル事項ニ關シ必要アルトキハ運航業者若ハ船舶所有者ニ對シ報告ヲ爲サシメ又ハ當該官憲ヲシテ船舶其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 第二條又ハ第三條第一項ノ指示ニ從ハザル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 船長ガ第二條ノ指示ニ依リテ爲ス職務ノ遂行ヲ妨ゲタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ同條ノ規定ニ依ル臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第七條 運航業者又ハ船舶所有者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條又ハ前條第二項前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十條 第五條及第六條第二項前段ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第十一條 本法中運航業者又ハ船舶所有者ニ關スル罰則ハ國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 本法ハ陸海軍ニ屬スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣及川古志郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(及川古志郎君) 船舶保護法案ノ提出理由ヲ説明申上ゲマス、近代ノ戰爭ハ從來ト著シク其ノ趣キヲ異ニ致シマシテ、國家總力戰ノ形態ヲ採ルニ至ッテ參ッテデアリマス、然ルニ帝國ノ現狀ハ、戰爭遂行ノ上ノミナラズ、又國民生活維持ノ上ニ於キマシテモ、海上通商ニ依存スルコト極メテ多キモノガゴザイマス、從テ之ガ確保ハ誠ニ重大トナッテ參ッタノデゴザイマス、右ノヤウナ狀況ハ世界各國共概ネ同様デゴザイマシテ、一度開戰トモナリマスナラバ、戰爭目的達成ノ爲全面的ニ對手國海上通商ノ破壞ヲ企圖スベキコトハ必然ト考ヘナケレバナライノデゴザイマス、前ノ世界大

戰及現歐洲戰爭ニ付テ見マスルモ、今後益其ノ然ルベキヲ明示致シテ居ルノデゴザイマス、戰時、事變、又ハ其ノ他ノ場合ニ於キマシテ、我が國ノ通商航海ニ脅威ヲ受ケマスコトハ、國家死活ノ問題デゴザイマシテ、是非共之ヲ確保致サネバナライノデゴザイマス、斯カル場合、海軍ト致シマシテ所要ノ向ニ對シマシテ、船舶保護上必要ナル指示ヲ與ヘマスト共ニ、平時ヨリ之ガ準備ト致シマシテ、船舶ノ設備又ハ乗組員ノ整備ニ關シマシテ、保護上必要ナル處置ヲ講ズルノ要ガアルノデゴザイマス、以上申述ベマシタル理由ニ依リマシテ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス、何卒速カニ御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ船舶保護法案ハ、十五名ノ特別委員トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔佐藤書記官朗讀〕

船舶保護法案特別委員

公爵一條 實孝君 侯爵筑波 藤鷹君 侯爵久我 通顯君 伯爵山本 清君

子爵松平 忠壽君 子爵波多野二郎君 山川 端夫君 男爵柴山 昌生君 男爵深尾隆太郎君 男爵明石 元長君 澤田 牛麿君 堀 啓次郎君 橋本辰二郎君 平沼 亮三君 栗林 德一君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第七、郵便貯金法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長公爵島津忠承君

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

郵便貯金法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十六年二月七日

委員長 公爵島津 忠承
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔公爵島津忠承君演壇ニ登ル〕

○公爵島津忠承君 只今議題ニナリマシタ郵便貯金法中改正法律案ノ特別委員會ニ於ケル經過結果ヲ御報告申上ゲマス、特別委員會ハ去ル六日七日ノ兩日ニ開キ、正副委員長ノ互選後、引續キ會議ヲ開イタノデアリマス、本改正案ノ要旨ハ、郵便貯金法第三條ニ規定スル郵便貯金ノ最高制限額二千圓ヲ三千圓ニ、一度ノ預入金額十圓以上ヲ五十圓以上ニ、ソレノ引上ゲムトスルモノデアリマシテ、以下特別委員會ニ於ケル

質疑應答ノ主ナルモノニ二三ヲ申述ベタイト存ジマス、質問ノ第一ハ、郵便貯金ノ最高制限額ヲ引上ゲルコトハ、國民所得ノ増加並ニ貯蓄力増進等ニ對應セシムル爲ト、現下戰時財政策遂行ニ協力スル爲ニモ、極メテ必要ナルコトハ異論ノナイ所デアアルガ、唯ソレガ爲ニ民營ノ貯蓄機關ヲ壓迫スルガ如キコトハナイカトノ質問デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、最高制限額ヲ引上ゲルコトハ、只今ノ狀態カラ見レバ、三千圓ヨリモモウ少シ多ク進メテモ宜イノデハナイカト思フノデアアルガ、三千圓以上ニナレバ課税ノ關係モアリ、或ハ民間ノ預金ガ郵便貯金ニ流レハシナイカト云フ虞レガアルコトヲ考慮シマシテ、三千圓ニ止メタ次第デアルト云フ答辯デアリマシタ、第二ノ質問ハ郵便貯金ノ最低預入金額ノ引上ニ關スル質問デアリマス、郵便貯金制度ハ一般大衆ノ貯蓄機關デアリ、零細ナ資金ヲ吸收蓄積スル爲ノモノデアリ、殊ニ學生生徒ニ迄貯蓄心ノ涵養ヲ目的トシテ實踐履行セシメナケレバナライノデアアルガ、國民所得ノ増加、貨幣價值ノ低落セル場合トハ謂ヘ、今回最低預入額ヲ一躍五倍ニ引上ゲルコトハ郵便貯金制度創設ノ本來ノ趣旨ニ反スルモノデアナイカトノ質問デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、郵便局ノ仕事ハ現今益々複雑多岐ニ互リ、且人的物的關係ニ於テ非常ニ不足ヲ告ゲテ居ル際ニ、郵便局ノ窓口ノ狀況ハ、今日非常ナ混雜ヲ致シテ居ルノデアリマス、今日郵便貯金ノ總額ガ七十五億

ヲ突破シテ居リマスガ、其ノ内五十錢以下ノ小額預金ノ總計四千萬圓、其ノ小額貯金取扱口數ハ全體ノ三割トナツテ居ルノデアリマス、小額預金ハ國民ノ貯蓄思想ヲ増進セシメ、或ハ零細ナ資金ヲ集メル爲ニ、非常ニ重要ナモノデアリマスガ、一方郵便局窓口ノ混雜デアルトカ、手數ノ増加ト云フコトヲ合理的ニ省イテ行ク方法ヲ考ヘナケレバナラナイノデアリマシテ、斯カル見地カラ貯金ノ最低制限ヲ五十錢以上トシ、五十錢以下ノ小額貯金ニハ、從前アリマシタ切手貯金ノ制度ヲ再開シテ其ノ不便ヲ補フコトトシタイトノ答辯デアリマシタ、尙此ノ他郵便貯金ノ犯罪、外地ニ於ケル郵便貯金ノ狀況、預金部資金ト其ノ運用狀況等ニ付テノ質問ガアリマシテ、政府當局ヨリソレノ詳細ナ答辯ガアツタノデアリマスガ、是等詳細ハ速記録ニ依リ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス、質問ヲ終リ、討論ニ入りマシタ處、一委員ヨリ、最高制限額ヲ引上ゲルコトニハ現下ノ狀況ヨリシテ異論ノナイ所デアルガ、最低預入額ヲ引上ゲルコトハ、人的資源カラ見テ今日又已ムヲ得ナイコトデアルト考ヘルガ、一方何ト云ツテモ小額預入者ニ對シテハ今日迄ノ習慣、或ハ便不便ト云フモノニ變化ヲ生ズルコトハ間違ナイト思フノデアリマス、ソレ故ニ問題ハ、郵便局ノ窓口ニ於ケル小額預入者ト、當局ノ協力ヲ如何ニシテヤルカト云フ實際ノ問題ニ歸スルノデアリマシテ、是等ニ付キマシテ、單ニ切手貯金

ニ依ツテ其ノ不便ヲ補フコト云フヤウナ一ツノ問題ニ因ハレズ、各地方ノ事情ニ即シテ最モ協力ノ實ガ舉ル方法ヲ、此ノ上トモ實施以前ニ十分研究サレヤウ希望シテ本案ニ賛成スル旨ヲ述べラレ、又一委員ヨリモ、最高制限額ヲ引上ゲルコトニハ全ク異論ノナイ所デアルガ、最低預入額ヲ引上ゲルコトニ付テハ、改正ノ理由デアル取扱手數ノ節減、取扱費ノ經濟化等ハ、民間營利團體ナラバ兎モ角モ、官業トシテ崇高ナル使命ヲ有スル郵便貯金ニ於テ採ル所ニ非ズト信ズルモノデアル、此ノ最低預入額引上ハ目下ノ所其ノ時機ニ非ズト考ヘルモノデアツテ、其ノ實施期限ヲ延長セラルコトヲ希望シテ、本案ニ賛成スル旨ヲ述べラレマシタ、次デ討論ヲ終リ採決ニ入りマシテ、政府提案通り本改正案ハ全會一致可決ニ相成ツタ次第デアリマス、以上簡單ナガラ御報告ヲ終リマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 異議ナト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第八ヨリ第十三迄ノ請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

意見書案

官立船舶無線電信學校設立ニ關スル件

名古屋市港區熱田新田東組宇根走九十九番地平民稻垣諭治郎呈出

右ノ請願ハ我國海運界ノ發展ニ伴ヒ船舶無線電信ノ重要性愈大ナルニ拘ラス未完備セル無線通信士養成ノ機關ナキハ甚遺憾ナルニ依リ之カ充實セル官立船舶無線電信學校ヲ新設スルカ又ハ既設ノ機關ヲ國家ニ移管スルト共ニ船舶無線通信士ヲ海軍豫備員ニ採用シ以テ國防上並船舶通信員養成機關ノ確立ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

內閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

大型船ノ同一船名ニ關スル件

名古屋市港區熱田新田東組宇根走九十九番地平民稻垣諭治郎呈出

右ノ請願ハ我國ノ船舶ハ船名ニ關シ何等制限ナキヲ以テ同一船名ノモノ多數ニ上リ之カ爲種々ノ弊害ヲ生シ殊ニ大型船ニアリテハ航行範圍ノ廣汎ナルト相俟テ其ノ影響スル所大ナルノミナラス今後益大型船増加ノ傾向ニアルヲ以テ總噸數千噸以上ノ船舶又ハ近海區域以上ノモノニハ同一船名ヲ附セシメサルヤウ企圖セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

國際信號ニ關スル件

名古屋港區熱田新田東組字根走九

十九番地平民稻垣論治郎呈出

右ノ請願ハ國際信號ハ昭和九年一月一日
ヨリ遞信省令ヲ以テ改正實施セラレ一般
船舶之ヲ使用シ居ルニ拘ラス開港港則、
海港檢疫法、地方港則等ニ於テ之ト相反
スルノ規定存シ屢誤解支障ヲ生シツツア
ルハ其遺憾ナルニ依リ速ニ之等抵觸スル
法令ヲ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴
族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊
及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

浮標岸壁錨地信號等ノ統一ニ關スル件

名古屋港區熱田新田東組字根走九

十九番地平民稻垣論治郎呈出

右ノ請願ハ我國ノ浮標岸壁錨地ノ信號並
名稱ハ港ニヨリ之ヲ異ニセル爲船舶關係
者ノ困却一方ナラサルヲ以テ出來得ル限
リ之ヲ全國的統制ヲ圖ラレタシトノ趣旨

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

秋田縣仙北郡神宮寺町ニ登記所設置ノ

件

秋田縣仙北郡神宮寺町長細谷直孝外
五十名呈出

右ノ請願ハ秋田縣仙北郡神宮寺町及隣接
北檜岡、南檜岡、外小友ノ三村ハ各管轄
登記所トノ距離遠ク加フルニ交通機關ニ
惠マレス住民ノ不利不便尠カラサルハ遺
憾ナルニ依リ速ニ之等四箇町村ヲ管轄區
域トスル登記所ヲ神宮寺町ニ設置セラレ
タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

青森縣南津輕郡石川町ニ登記所設置ノ

件

青森縣南津輕郡石川町長澁谷勇太郎
呈出

右ノ請願ハ青森縣南津輕郡石川町ハ近時
著シキ發展ニ伴ヒ登記件數又増加シタル

ニ未登記所ノ設置ナク住民ノ不利不便少
カラサルニ依リ速ニ之ヲ設置ヲ圖ラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十六年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是等ノ請願

ハ、請願委員長ノ報告通り採擇スルコトニ
御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス、次會ハ明後十二日午前十時ヨ
リ開會致シマス、議事日程ハ、決定次第彙
報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ
散會致シマス

午前十時三十九分散會

